

# 令和 8 年度町県民税・森林環境税納税通知書の送付について

令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税納税通知書を送付します。

町県民税は、令和 8 年1月1日において志免町に住所を有する方について、前年(令和 7 年1月1日から令和 7 年12月31日)の所得に対して課税されます。

## 納税通知書の見方

(単位円)

▼賦課期日時点氏名・住所

				通知書番号
年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額	金融機関名
				口座番号
				口座名義人
				振替方法

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限

①

②

③

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

月	金額

▼扶養親族・特親該当区分

控 老 特 同 老 16 其 同 特 他 特 未 特 他 寡 勤	本人該当区分
配 定 老 人 未 満 他 障 障 障 年 者 障 障 婦 労	

▼算出税額

税額控除前所得割	

④

⑤

⑥

⑦

▼所得金額等

給 与 収 入	
公 的 年 金 等 収 入	
合 計 所 得 金 額	
繰 越 損 失 額	
総 所 得 金 額 等	

▼所得控除額

控 除 合 計	

▼課税標準額


所得割額  
均等割額  
森林環境税額  
減免額・免除額

年 税 額 (住 民 税 及 び 森 林 環 境 税 の 額)
給 与 ・ 公 的 年 金 等 からの 特 別 徴 収 税 額
差 引 普 通 徴 収 税 額 (本 年 度 納 め て い た だ く 額)
控 除 不 足 額 (う ち 還 付 額)

- ① 通知書番号:お問い合わせの際にお伝えください。
- ② 差引税額:納期限ごとの税額です。
- ③ 年金特別徴収税額:10月から2月の年金から天引きとなる税額です。
- ④ 所得金額等:令和7年中の収入や所得額を記載しています。
- ⑤ 所得控除額:所得から差し引く控除額を記載しています。
- ⑥ ・扶養親族該当区分:扶養している親族で該当箇所に、「\*」または人数を記載しています。  
・本人該当区分:該当する箇所に「\*」を記載しています。
- ⑦ ・年税額:1年間で納める町県民税・森林環境税の税額を記載しています。  
・給与・公的年金からの特別徴収税額:年税額のうち給与と年金から天引きされる税額を記載しています。  
・差引普通徴収税額:年税額のうち納付書または口座振替で納める税額を記載しています。

# 令和 8 年度以降適用となる税制改正について

令和 7 年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除の見直し、各種控除に係る所得要件の引き上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)が創設されました。

## 1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除について最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられます。これに伴い、給与収入金額が 190 万円以下の場合、給与収入金額から 65 万円を差し引いた金額が給与所得となります。なお、給与収入金額が 190 万円を超える場合の給与所得控除に変更ありません。

給与収入額	給与所得控除(改正前)	給与所得控除(改正後)
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	収入金額×40%-10 万円	
180 万円超 190 万円以下	収入金額×30%+8 万円	

## 2. 扶養親族等の所得要件の引き上げ

各種控除等の適用を受ける場合における所得要件額が 10 万円引き上げられます。

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く)で前年の合計所得金額が 58 万円を超え 123 万円以下の方を有する場合に、所得控除の適用を受けることができます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48 万円以下	58 万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	48 万円以下	58 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	75 万円以下	85 万円以下
雑損控除の対象の資産の所有者が配偶者やその他親族の場合におけるその資産の所有者の総所得金額等	48 万円以下	58 万円以下
家内労働者等の必要経費の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55 万円	65 万円

## 3. 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く)で前年の合計所得金額が 58 万円を超え 123 万円以下の方を有する場合に、所得控除の適用を受けることができます。

親族等の合計所得金額(給与収入のみの場合)	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下(123 万円超 160 万円以下)	45 万円
95 万円超 100 万円以下(160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下(165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下(170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下(175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下(180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下(185 万円超 188 万円以下)	3 万円